

規制の事前評価書

1. 政策の名称

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状及び問題点

現行法上、ファンド運用を行う場合は金融商品取引法上の投資運用業の登録が必要であり、また、ファンド持分の販売・勧誘を行う場合は、原則、第一種金融商品取引業の登録が必要とされている。

これらの業規制は、一般投資家を保護する観点から厳格な参入要件を課すものであるため、顧客がプロの投資家等に限定されたファンド運用やファンド持分の販売・勧誘行為を行おうとする者にとっては、費用の負担等の面で、ファンドの立ち上げの制約となっているとの指摘がある。

② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げを促進するため、顧客がプロの投資家等に限定されたファンド運用やファンド持分の販売・勧誘行為を行おうとする者についての規制を緩和する必要がある。

緩和を行わない場合、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが十分に促進されない状況が続き、国民の資産をより有効に活用するための機会の拡充が図られないものと考えられる。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 29 条の 5、第 34 条の 2、第 34 条の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

顧客がプロの投資家等に限定され、かつ、運用財産の総額が一定規模以下の投資運用業を行う場合において、以下のとおり特例を設ける。

- ① 投資運用業の登録要件の一部緩和（株式会社要件等の緩和（取締役会設置会社から監査役設置会社への緩和など））
- ② 第一種金融商品取引業の登録を受けなくても、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘を行えることとする。

5. 想定される代替案

顧客の属性や運用財産の規模にかかわらず、投資運用業全般について、以下の通り登録要件を緩和する。

- ① 投資運用業の登録要件の一部緩和（株式会社要件等の緩和（取締役会設置会社から監査役設置会社への緩和など））
- ② 第一種金融商品取引業の登録を受けなくても、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘を行えることとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

顧客がプロの投資家等に限定され、かつ、一定規模以下の投資運用業について、登録要件が一部緩和されること等により、同業務の登録を受けようとする業者の負担は、従来と比べて軽減される。

② 代替案

顧客の属性や運用財産の規模にかかわらず、投資運用業全般について、登録要件が一部緩和されること等により、同業務の登録を受けようとする全ての業者の負担が軽減される。

(2) 行政費用

① 本案

顧客がプロの投資家等に限定され、かつ、運用財産の総額が一定規模以下の投資運用業を行う場合において、自ら運用するファンド持分の販売・勧誘行為につき、第一種金融商品取引業の登録を不要とすることで、同業務の審査にかかる費用が軽減される。

② 代替案

投資運用業者が自ら運用するファンド持分の販売・勧誘行為について、第一種金融商品取引業の登録を不要とすることで、同業務の審査にかかる費用が本案よりも更に軽減される。

(3) その他の社会的費用

① 本案

ある程度の投資判断能力を有すると認められるプロ等に顧客が限定されているため、投資者保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれは低い。

② 代替案

プロの投資家等又は一般の投資家という顧客の属性にかかわらず、投資運用業全般について、ガバナンスが簡素化されることにより、業務の適切性に対するチェックが相対的に弱まり、プロの投資家以外の一般投資者につき投資者保護が著しく損なわれるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

顧客がプロの投資家等に限定された運用行為を行おうとする者について、金融商品取引業の登録要件を一部緩和すること等により、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進され、国民資産を有効活用できる運用機会の提供が図られる。

② 代替案

顧客の属性や運用財産の規模にかかわらず、投資運用業について、登録要件が一部緩和されること等により、本案よりもさらに国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進され、国民資産を有効活用できる運用機会の提供が図られる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、登録要件を一部緩和すること等により、投資運用業等の登録にかかる遵守費用・行政費用が減少するうえ、ある程度の投資判断能力を有すると認められるプロ等に顧客が限定されているため、投資者保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれは低い。

また、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進され、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供が図られる。

したがって、本案の改正は適当と考える。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案と比較し、便益において上回るほか、遵守費用・行政費

用の削減の程度においても上回っている。

しかしながら、顧客の属性にかかわらず、投資運用業全般について登録要件が緩和されること等により、プロの投資家等以外の一般の投資家について投資者保護が著しく損なわれるおそれがあり、その社会的費用の負の効果は、上記の便益等の正の効果を上回るものとする。

したがって、本案の方が適当と考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。